

確定申告会場のご案内

確定申告会場では、原則、ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます。
なお、日本橋税務署には、譲渡所得及び贈与税の相談に対応できる職員は常駐していません。

開設期間

令和8年 2月16日(月)から3月16日(月)まで (土日及び祝日を除きます。)
※ ただし、3月1日(日)は開場します。

開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)
相談 午前9時15分から午後5時まで

会場

東京国税局 1階

所在地

中央区築地5-3-1

案内図



都営地下鉄大江戸線 築地市場駅 A2・A3出口 徒歩1分
東京メトロ日比谷線 東銀座駅 3・5・6番出口 徒歩7分
東京メトロ日比谷線 築地駅 1・2番出口 徒歩8分

書面で申告書等を提出する方へ

- 令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないとしましたので、申告書等を書面で提出する際には、申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)してください。
なお、詳細は、「令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて」をご覧ください。
- 書類を郵送で提出される場合の郵送先
〒100-8156
東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館
東京国税局業務センター大手町分室(日本橋税務署)

その他

- 令和8年1月5日(月)～2月13日(金)までの期間に、日本橋税務署での相談を希望される場合は、事前予約が必要です。LINEからオンライン事前予約をご利用ください。
※ 当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

オンライン事前予約

LINEアプリで国税庁
LINE公式アカウントを
「友だち追加」して予約
してください。



友だち追加は
こちらから↑